

申請前確認事項

(1)申請受付方法

公園占用申請は使用日の2か月前の1日から1週間前までパークイノベーション推進課で受付けます。
電話は受付いたしませんので、使用日が決まりましたら公園占用申請書(使用料免除の対象となる場合は公園占用料減免申請書も合わせて)を窓口又は郵送にてご提出ください。

(2)占用料の免除について

占用料免除の対象は、区が主催、共催、後援する事業の場合や学校行事、町会・自治会行事などです。
詳細は「公園施設使用・占用取扱基準要綱」に規定がありますので、そのほかの場合はお問合せください。
占用料免除の申請は、公園占用申請書のほかに、「公園占用料減免申請書」を提出してください。

(3)盆踊りなどで仮設工作物を設置する場合

- ①舞台、テント、やぐら、照明設備、一時掲示板(芳名板^{ほうめいばん})などが仮設工作物に該当します。
- ②仮設工作物がある場合、現地図等の公園内を示す図に、工作物の位置や寸法を記入し申請書に添付してください。
- ③電源設備を仮設する場合は、事故防止のため、占有者が点灯時間中常駐し、緊急対応ができる状況を整えるようにしてください。万が一事故等が発生した場合は、速やかに緊急対応するとともに、占有者の責任で原形復旧することが仮設電源を設置できる条件です。

(4)一部除外規定の対象となる要件・連絡事項

ア. 車両の乗り入れ・駐車

- ①仮設工作物を設置するために、一時的に必要な場合に限り車両の乗り入れを認めます。
 - ・車両は必要に応じて移動できる状態で管理してください。
 - ・公園の入口には車止めがあり、南京錠がついています。南京錠のカギは、占用を開始する日の1週間前からパークイノベーション推進課(本庁舎北館3階)窓口で貸し出しします。カギ貸し出しの申請の際は、占用許可書をお持ちください。車止めは、通行時のみ取外しを認めます。
- ②車両の駐車については、防災訓練で使用する起震車等、申請前にパークイノベーション推進課と打合せの上、承認を受けた場合に限ります。

イ. 自転車の駐輪

駐輪は、使用料等の免除となる団体が公共の目的で占用し、他の駐輪場所の確保が困難であるなどの事情がある場合に限り認めています。

- ・申請書に占用範囲、駐輪台数、常駐管理者の人数を記入した現地図を添付してください。
- ・占用場所に応じて許可条件を追加させていただきますので、遵守してください。

ウ. 火気使用

- ・区が主催、共催、後援する事業、又は町会・自治会等の地域のコミュニティに寄与するイベントを実施する場合であり、管理上支障がないと区が認める場合に限り認めています。
- ・カセットコンロや器等を用い、地面には直接火気が接しないようにしてください。
- ・管轄の消防署へ「消防活動上支障ある行為の届出書」を提出してください。

エ. 物品の販売などの営業行為

区が主催、共催、後援する事業、又は町会・自治会等の地域のコミュニティに寄与するイベントを実施する場合であり、管理上支障がないと区が認める場合に限り認めています。不特定多数の相手に食品を提供する場合は、足立保健所へ「行事開催および出店届」提出の要不要を確認してください。